

### 犬・猫の飼い方

## 飼い主は責任を持って

### 捨て犬・捨て猫は禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科せられます。犬・猫を飼えなくなったときは、まず新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも絶対に捨てたりせずに、県動物愛護センター(富里市)へ相談して下さい。

捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと殺処分されます。県動物愛護センターでは、殺処分を少しでも減らすため、



無責任に捨てないで

犬・猫の譲渡会を実施しています。これから飼いたいと思っている人は、譲渡会に参加して新しい飼い主になりませんか。あなたの行動が一つの命を救います。

### 相談・手続きなどの窓口

○犬・猫の飼い主探しの相談、譲渡会など：県動物愛護センター  
(☎93・5711)

○ペットに関する各種相談：県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所(☎26・7231)

### 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の補助金

市内に生息する飼い主のいない猫の自然繁殖を抑制するため、市では、飼い主のいない猫の不妊または去勢手術費の一部を補助しています。補助金の交付を希望する場合は、手術前に環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください

い。  
※くわしくは各問い合わせ先または環境衛生課へ。

### 入学・就職祝金

### 母子・父子家庭に支給

母子・父子家庭、父母がいない家庭などの子どもが、小中学校・高校などに入学するときや、中学校を卒業して就職するときや、祝金を支給しています。

金額：対象の子ども1人につき8,000円

申請方法：3月12日(月)までに、申請書などの必要書類を子育て支援課(市役所2階)または下総・大栄支所へ

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

### 市立学校の入学通知書

### 届いたら内容の確認を

市では、4月に入学する児童・生徒(小学校は平成23年4月2日～24年4月1日生まれ、中学校は

平成17年4月2日～18年4月1日生まれ)の保護者に、入学通知書を送りました。届いたら、裏面の「ご案内」を確認してください。まだ入学通知書が届いていない場合は、学務課(☎20・1581)へ連絡してください。

なお、下総みどり学園の新7年生には発送しません。

※くわしくは同課へ。

### 学用品や給食費などの援助

### 学校を通して手続きを

市では、学用品や給食費などの支払いが困難な児童・生徒の保護者を対象に、援助を行っています。新年度の援助を希望する人は、子どもが通学・入学する学校で申請書を受け取り手続きしてください。

※くわしくは各学校または学務課(☎20・1581)へ。

### 野ネズミの駆除

### 田畑に薬剤を投入

農作物に被害を与える野ネズミ

の駆除が、大栄地区を除く市内の田畑で行われます。農業者が野ネズミの巣穴に薬剤を投入します。注意してください。投入された薬剤は半年ほどで自然分解し、無害になります。

期間：2月10日(土)～3月10日(土)

薬剤：ラテミンリン化亜鉛1パーセント

※くわしくはJA成田市営農部購買課(☎20・1971)、下総地区は北総農業共済組合(☎043・481・6911)へ。

### 北方領土の日

### 四島は

### 日本固有のもので

北方四島(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島)は、一度も他国の領土になったことがない、日本固有の領土です。北方領土返還要求運動の一層の推進を図るため、政府は毎年2月7日を「北方領土の日」としています。

この日を中心に、全国各地で講演会や署名活動などが行われます。※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

# 市長日誌



1月1日～15日

1日	新春航空安全祈願祭
4日	仕事始めの式
5日	成田市場初市式
7日	成人式
12日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会
13日	スポーツ少年団駅伝交流大会
14日	わたしたちのまち成田フェア 毎日新聞企業人大学千葉イメー ジアップ大賞うなりくん特別賞 受賞表彰式
15日	



西大須賀の獅子舞と(14日)

## 悩みを打ち明けて

法律とこころの安心相談会

生活の問題や心の悩みなどについて、弁護士と社会福祉専門職が相談に応じます。

日時 2月18日(日) 午後1時～5時15分

会場 保健福祉館

定員 5人(先着順)

相談料 無料

※申し込みは2月14日(水)までに暮らしサポート成田(☎20・3399)へ。

## 地域防犯推進員

### 活動してみませんか

防犯まちづくり指導員と共に、青色回転灯防犯パトロール車や徒

歩で街頭パトロールなどを行う地域防犯推進員を募集します。

防犯活動の知識・経験を養い、安全で安心なまちづくりのために活動してみませんか。

応募資格 市内在住で、市の防犯パトロールへの参加を通じて得た知識・経験を生かし、地域での防犯活動に取り組む意欲のある20歳以上の人

募集人員 115人(選考あり)

任期 4月1日～3月31日

活動日時 月に1・2回程度(土・日曜日、祝日を除く)、午前10時～午後2時30分・午後6時からそれぞれ2時間程度

応募方法 2月28日(水)までに交通

防犯課(市役所2階)または市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/anshin/pa3e300600.html>)にある申込用紙に必要事項を書いて同課へ。

## 不法投棄防止

### 定期的な管理を

後日、面接を行います  
※くわしくは同課(☎20・1527)へ。



パトロールへ出発

市では、不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回・夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。しかし、道路脇や個人の土地への不法投棄が後を絶ちません。発見したときは速やかに環境対策課(☎20・1532)へ連絡してください。

不法投棄は管理の行き届いていない場所で発生する傾向があります。土地の所有者や管理者は不法投棄されないよう、定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

区長や不法投棄監視員からの申し出があれば、啓発用の看板を無料で配布します。

※くわしくは環境対策課へ。

## 公共下水道

### 接続はお早めに

市では、下水道の整備を順次進めています。居住する地域で下水道を利用できるようになったときは、トイレや風呂、台所などの汚水を下水道に流すため、各家庭で排水設備の設置が必要です。

排水設備は、市指定の工事に依頼してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

## 狭あい道路拡幅整備事業

### 安全なまちづくりのために

市内には道幅が4メートル未満の「狭あい道路」が多く存在しています。狭あい道路は道幅が狭いため、歩行者が安全に通行できないほか、災害時の避難、消火・救助活動などの妨げになります。

建築基準法では、道幅4メートル未満で市に指定された道路に面

した敷地では、道路の中心から2メートル後退した位置を道路の境界線とみなします(左図)。

市では、後退した用地を道路として整備するために、狭あい道路拡幅整備事業を行っています。道路から後退した用地を寄付してもらい、市が測量、分筆、舗装整備などを行います。希望する人は建築住宅課(市役所5階)に相談してください。

対象 建築基準法第42条第2項に規定する道路に面した敷地(道路と敷地との境界が確定しているものに限る)

市が行う業務 測量、分筆、登記、隅切り用地の買い取り、後退した用地の道路整備

申込方法 建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し同課へ

※くわしくは同課(☎20・1564)へ。



